

令和7年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率について

郡山市財務部財政課

I 健全化判断比率の状況

健全化判断比率は、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの財政指標の総称です。この健全化判断比率のどれか一つでも**早期健全化基準***1以上となった場合には、財政健全化計画等を策定した上で財政の健全化を図らなければなりません。

令和7年度決算に基づく健全化判断比率は、実質赤字比率及び連結実質赤字比率はともに実質収支が黒字のため算出されず、将来負担比率は、将来負担すべき実質的な負担額が生じていない結果となりました。そのため、実質公債費比率を含め、いずれも国の示した早期健全化基準に照らし、極めて健全な状態にあります。

比 率 名	令和7年度	早期健全化基準		財政再生基準*2	
		早期健全化段階	財政健全化団体	財政再生段階	財政再生団体
実質赤字比率	—	11.25%以上	財政健全化団体	20.00%以上	財政再生団体
連結実質赤字比率	—	16.25%以上		30.00%以上	
実質公債費比率	1.3%	25.0%以上		35.0%以上	
将来負担比率	—	350.0%以上			

※財政健全化団体…財政健全化計画の策定・公表の義務付け

財政再生団体 … 財政再生計画の策定・公表の義務付け、再生計画に対する国の同意がなければ**地方債***3の起債制限

1 実質赤字比率

実質赤字比率とは、**一般会計等***4を対象とした実質赤字額の**標準財政規模***5に対する比率で、赤字がどのくらいあるかを示すものです。数値が大きいほど、財政が厳しい状況であることを表します。

実質赤字比率	=	一般会計等の 実質赤字額 *6（実質収支額）
		標準財政規模

【算定結果】（ ）は前年度数値

—	(—)
---	-----

早期健全化基準…11.25%

財政再生基準…20%

本市の令和7年度一般会計等の実質収支額は6,445,870千円の黒字のため、実質赤字比率は算出されません。

2 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率とは、**公営企業*7**会計を含む全会計を対象とした実質赤字額及び**資金不足額*8**の標準財政規模に対する比率です。数値が大きいほど、財政が厳しい状況であることを表します。

連結実質赤字比率	=	$\frac{\text{連結実質赤字額（実質赤字額及び資金不足額）}}{\text{標準財政規模}}$
----------	---	--

【算定結果】（ ）は前年度数値

— (—)

早期健全化基準…16.25%

財政再生基準…30%

本市の令和7年度連結実質赤字比率は、全会計の実質収支額等が17,111,523千円の黒字であり、また公営企業会計においても資金不足額がないことから、実質赤字比率は算出されません。

3 実質公債費比率

実質公債費比率とは、地方債の返済額及びこれに準じる額が通常見込まれる収入に占める割合を指標化し、資金繰りの程度を示すもので、数値が小さいほど、借金返済の負担が小さく、健全な状態であるとされています。

実質公債費比率 (3か年平均)	=	$\frac{\text{(地方債の元利償還金、準元利償還金) - (特定財源、特定の基準財政需要額算入額)}}{\text{標準財政規模 - 算入公債費等の額}}$
--------------------	---	---

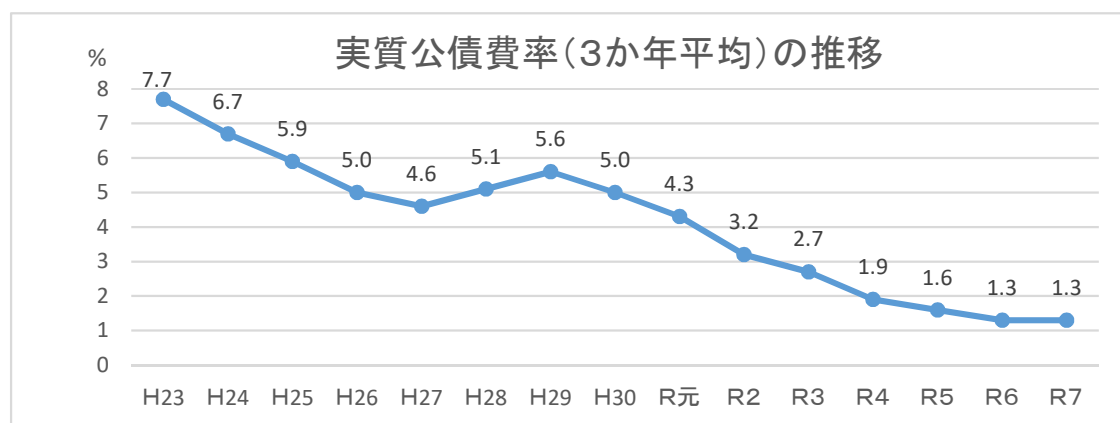
【算定結果】（ ）は前年度数値

1.3% (1.3%)

早期健全化基準…25%

財政再生基準…35%

過去3か年の実質公債費比率は、令和5年度が1.3%、令和6年度が1.1%、令和7年度が1.7%で、3か年の平均は1.3%となり、早期健全化基準の25.0%を大きく下回っています。



4 将来負担比率

将来負担比率とは、地方公共団体の一般会計等の地方債や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化したもので、数値が大きいほど、将来財政を圧迫する可能性が高くなることを示すものです。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - \text{充当可能財源等}}{\text{標準財政規模} - \text{算入公債費等の額}}$$

【算定結果】()は前年度数値

— (—)

早期健全化基準…350%

地方債の残高、債務負担行為*9に基づく支出予定額、退職手当負担見込額及び損失補償を行った第三セクター*10等への負担見込額に係る負担など 161,721,596千円から充当可能財源等 169,599,472千円を差し引いた令和7年度における将来負担すべき実質的な負債額は、△7,877,876千円となっており、将来負担比率は算出されません。

(単位：千円)

項 目	金 額			
	令和7年度	令和6年度	増減	増減率
将来負担額 ①	161,721,596	157,275,438	4,446,158	2.8%
地方債の現在高	100,779,891	100,542,086	237,805	0.2%
債務負担行為に基づく支出予定額	556,034	684,055	△ 128,021	△ 18.7%
公営企業債等繰入見込額	41,901,458	39,623,107	2,278,351	5.8%
組合負担等見込額	1,839,044	806,699	1,032,345	128.0%
退職手当負担見込額	16,645,169	15,619,491	1,025,678	6.6%
損失補償を行った第三セクター等への負担見込額	0	0	0	—
連結実質赤字額	0	0	0	—
組合等連結実質赤字額負担見込額	0	0	0	—
充当可能財源等 ②	169,599,472	166,723,371	2,876,101	1.7%
充当可能基金	36,228,042	34,926,036	1,302,006	3.7%
充当可能特定歳入	32,856,388	29,077,566	3,778,822	13.0%
うち都市計画税	30,858,825	27,046,841	3,811,984	14.1%
基準財政需要額算入見込額	100,515,042	102,719,769	△ 2,204,727	△ 2.1%
将来負担すべき実質的な負債額 (①－②)	△ 7,877,876	△ 9,447,933	1,570,057	16.6%
標準財政規模③	77,278,049	75,093,664	2,184,385	2.9%
算入公債費等の額④	8,766,492	8,837,878	△ 71,386	△ 0.8%
将来負担比率 (①－②) / (③－④)	—	—		

Ⅱ 資金不足比率の状況

資金不足比率*11（経営健全化基準*12）とは、公営企業の資金不足額又は剰余額を、公営企業の事業規模である料金収入等の規模と比較して指標化し、経営状況の悪化の度合いを示すものです。数値が大きいくほど、経営が厳しい状況であることを表します。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額又は剰余額}}{\text{事業規模}}$$

（単位：千円）

区 分			令和7年度			令和6年度		
			資金不足額 又は剰余額	事業規模	資金不足比率	資金不足額 又は剰余額	事業規模	資金不足比率
公営企業会計	法適用企業	水道事業	8,518,850	7,210,822	—	9,534,188	7,243,045	—
		簡易水道事業	14,089	33,376	—	56	34,316	—
		下水道事業	622,331	5,540,359	—	465,324	5,368,454	—
		農業集落排水事業	516	123,428	—	516	126,681	—
	法非適用企業	総合地方卸売市場	0	273,994	—	0	269,903	—
		熱海温泉事業	436,423	107,107	—	436,344	114,105	—
		工業団地開発事業	0	5,378,794	—	0	4,878,671	—

各公営企業会計（法適用及び法非適用）においては、いずれの会計も資金不足はなく、比率の表示は「—」となります。

Ⅲ 県内中核市等の状況（令和6年度）

県内の中核市の令和6年度決算における実質公債費率と将来負担比率は次のとおりです。なお、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、3市とも赤字が生じておらず、算出されていません。

	人口	実質公債費比率	将来負担比率
郡山市	310,950人	1.3	—
福島市	262,869人	4.5	—
いわき市	303,179人	7.1	—
全国中核市平均		5.4	52.7

※人口は令和7年3月31日（いわき市は1月1日）の住民基本台帳人口

※実質公債費率は3か年平均

Ⅳ（参考）各指標の計算内訳

1 実質赤字比率

（単位：千円）

（単位：千円）

区 分			実質収支額			
			令和 7 年度	令和 6 年度	増減	増減率
一 般 会 計 等	一般会計		6,437,046	6,116,187	320,859	5.2%
	属 す る 特 別 会 計	公共用地先行取得事業	0	0	0	-
		県中都市計画荒井北井土地区画整理事業	0	0	0	-
		県中都市計画富田第二土地区画整理事業	0	0	0	-
		県中都市計画伊賀河原土地区画整理事業	0	0	0	-
		県中都市計画徳定土地区画整理事業	0	0	0	-
		県中都市計画大町土地区画整理事業	0	0	0	-
		郡山駅西口市街地再開発事業	0	0	0	-
		母子父子寡婦福祉資金貸付金	8,824	9,779	△ 955	△ 9.8%
	計		6,445,870	6,125,966	319,904	5.2%
標準財政規模			77,278,049	75,093,664	2,184,385	2.9%
実質赤字比率（％）			－	－	－	－

2 連結実質赤字比率

（単位：千円）

区 分				実質収支額又は資金不足額・剰余額			
				令和7年度	令和6年度	増減	増減率
一般会計等				6,445,870	6,125,966	319,904	5.2%
一般会計等以外の会計	国民健康保険			238,752	486,331	△ 247,579	△ 50.9%
	後期高齢者医療			18,357	9,207	9,150	99.4%
	介護保険			816,335	666,381	149,954	22.5%
	駐車場事業			0	0	0	-
	公営企業会計	法適用企業	水道事業	8,518,850	9,534,188	△ 1,015,338	△ 10.6%
			簡易水道事業	14,089	56	14,033	25,058.9%
			下水道事業	622,331	465,324	157,007	33.7%
			農業集落排水事業	516	516	0	-
		法非適用企業	総合地方卸売市場	0	0	0	-
			熱海温泉事業	436,423	436,344	79	0.0%
工業団地開発事業			0	0	0	-	
計			17,111,523	17,724,313	△ 612,790	△ 3.5%	
標準財政規模				77,278,049	75,093,664	2,184,385	2.9%
連結実質赤字比率（%）				-	-	-	-

3 実質公債費比率

（単位：千円）

区 分	令和7年度	令和6年度	令和5年度
地方債の元利償還金、準元利償還金	12,514,827	11,852,481	11,975,191
特定財源、特定の基準財政需要額算入額	11,321,701	11,098,392	11,126,308
標準財政規模	77,278,049	75,093,664	75,093,664
算入公債費等の額	8,766,492	8,837,878	8,580,595
実質公債費比率（単年度）	1.7 %	1.1 %	1.3 %
実質公債費比率（3か年平均）	1.3 %		

V 用語説明

*1【早期健全化基準】

地方公共団体が、財政収支が不均衡な状況その他の財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率のそれぞれについて定められた数値です。

*2【財政再生基準】

地方公共団体が、財政収支の著しい不均衡その他の財政状況の著しい悪化により自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況において、計画的にその財政の健全化を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率のそれぞれについて、早期健全化基準を超えるものとして定められた数値です。

*3【地方債】

「地方公共団体が1会計年度を超えて行う借入れ」をいいます。

*4【一般会計等】

地方公共団体財政健全化法における実質赤字比率の対象となる会計で、地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のものが該当します。

*5【標準財政規模】

地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税を加算した額をいいます。

*6【実質赤字（収支）額】

当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額をみるもので、形式収支から、翌年度に繰り越すべき財源を控除した額をいいます。

*7【公営企業（法適用企業・法非適用企業）】

地方公共団体が経営する企業であり、地方公営企業法の全部又は一部を適用している事業を法適用企業、公営企業であって法適用企業以外のものを法非適用企業としています。

*8【資金不足額】

公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもので、法適用企業については流動負債の額から流動資産の額を控除した額を基本として、法非適用企業については一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額を基本としています。

*9【債務負担行為】

数年度にわたる建設工事、土地の購入等翌年度以降の経費支出や、債務保証又は損失補償のように債務不履行等の一定の事実が発生した時の支出を約束するなどの、将来の財政支出を約束する行為。

*10【第三セクター】

国や地方公共団体が出資又は出捐を行っている一般社団法人及び一般財団法人（公益社団法人及び公益財団法人を含む）並びに会社法法人をいいます。

*11【資金不足比率】

地方公共団体の公営企業会計ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率です。

*12【経営健全化基準】

地方公共団体が、自主的かつ計画的に公営企業の経営の健全化を図るべき基準として、資金不足比率について定められた数値です。